

令和3年3月5日
宮内庁書陵部図書課

宮内公文書館における特定歴史公文書等の所在不明事案に関する報告書

1. 本件経緯等

- 平成30年8月、宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等として目録に登録されている「重要雑録 平成9年度」（識別番号69987／以下、「重要雑録H9」という。）の所在が確認できない旨を公表。重要雑録H9は、宮内庁書陵部図書課庶務係が他部局から受領した依頼文・通知文など、定例的又は軽微な事務的文書が大半を占めている。
- 所在不明の判明から1年以上かけて、書庫の悉皆調査など徹底した探索を行ってきたが、発見には至らなかった。
- 宮内公文書館において調査を進めた結果、平成25年11月の目録登録に際し、本来行うべき資料の現物確認を怠り、宮内公文書館が所蔵していない重要雑録H9を誤って目録に登録してしまったことが原因と判断した（詳細は2.参照）。
- なお、職員の処分については、人事を掌る長官官房秘書課において別途調査が行われ、平成25年11月の目録登録にかかる事務処理不適正で、令和2年3月、目録登録当時の関係者に対し、宮内庁職員に対する訓告等の措置に関する訓令に基づき、訓告等の措置が行われた。

2. 問題の所在（事案発生の原因分析）

宮内公文書館では、公文書管理法附則第2条（特定歴史公文書等に関する経過措置）により、特定歴史公文書等とみなされるにもかかわらず、目録への登録が済んでいなかったものとして、平成25年11月25日決裁により、重要雑録H9を含む3百件超の特定歴史公文書等について目録への追加登録を行った。

しかしながら、宮内公文書館において調査を進めたところ、以下に掲げる事情を総合的に勘案した結果、本件所在不明事案の原因は、目録登録に際し現物を一点一点確認することを怠り、昭和54年度から平成11年度までの重要雑録21件を機械的にリスト化し、宮内公文書館が所蔵していない重要雑録H9を誤って目録に登録したものと判断した。

- 目録登録より9か月前の平成25年2月13日時点において、重要雑録H9の存在は確認できない旨を示す記録が残されており、他方、平成25年2月13日から同年11月25日までの間に重要雑録H9が発見されたことを裏付ける確実な記録や証言はなかった。
- 宮内公文書館では、目録登録に際し、歴史公文書等の現物を複数人で確認し、目録上の識別番号を記したシールを付すなどして、目録と歴史公文書等を紐付けする措置を講じているが、昭和54年度から平成11年度までの重要雑録には、現物確認を行った形跡がなく、存否を確認せずに機械的にリスト化した可能性が極めて高い。
- 移管元から宮内公文書館に提出されている移管文書リストに重要雑録H9は含まれていないなど、移管や受入れの事実関係を裏付ける記録は確認できなかった。
- 重要雑録H9を構成する各項目の大半は、作成・取得から数年以内に廃棄される内容であり、永久保存すべき資料は別の簿冊に移す等の措置が行われている。こうした状況からすれば、重要雑録H9自体を永久保存する必要性は乏しく、作成取得から数年以内に廃棄されていた可能性も十分考えられる。
- 重要雑録H9が庁内外で利用に供された記録もない。
- 長官官房秘書課の調査による関係職員の処分も、平成25年11月の目録登録にかかる事務処理不適正としており、宮内公文書館における原因分析の結果と齟齬はない。

3. ガイドラインを踏まえた事務改善

特定歴史公文書等の保存管理について、ガイドラインに則した対応となっているか点検し、保存環境の整った専用書庫での保存の徹底、複数人による移管受入れ確認の徹底、宮内庁職員による利用手続きの厳格化などの取組を実施した。本件所在不明事案の原因が目録の誤登録であると判断されることに鑑み、移管受入れや目録登録に際し複数人で確認することについて、より一層徹底して参りたい。

4. まとめ（本事案の総括）

本件所在不明事案の原因は、紛失や誤廃棄ではなく、実際には所蔵していない資料を目録に誤登録したものと判断した。しかしながら、特定歴史公文書等の所在不明という事態により、関係各位に多大な御迷惑をおかけしたことにかわりはなく、このことについて深くお詫びするとともに、かかる事案が二度と発生することのないよう、宮内公文書館職員一同、公文書管理法令を遵守し、特定歴史公文書等の適切な保存管理に努めていく所存である。

なお、重要雑録H9については、目録からの削除を考えているが、公文書管理法を所管する内閣府公文書管理課の御指導を仰ぎ、適正に対応いたしたい。

以上